

○ 太田市外三町広域清掃組合議会公印規則

平成 1 1 年 6 月 1 日

議会規則第 3 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日議会規則第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日議会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、太田市外三町広域清掃組合議会の公印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第 2 条 公印の種類は、次のとおりとし、公印の名称、書体、寸法、個数及び使用区分は、次の表のとおりとする。

- (1) 太田市外三町広域清掃組合議会之印
- (2) 太田市外三町広域清掃組合議会議長之印

公印の名称	書体	寸法		個数	使用区分
		ミリメートル			
太田市外三町広域清掃組合議会之印	てん書	方	2 4	1	一般公文書用
太田市外三町広域清掃組合議会議長之印	てん書	方	2 1	1	議長名をもって する文書用

(公印の保管)

第 3 条 公印は、事務局長がこれを保管するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日議会規則第 1 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。